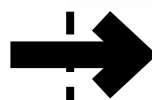


滞納は許しません!

市税(住民税・固定資産税など)
下水道受益者負担金
保育料 の滞納には



差押を
します

市税、下水道受益者負担金および保育料で未だ納付の済んでいない場合は、早期に納付してください。

市税等を納期限までに納めない場合は、

- 1.市の収入を確保するため
- 2.納期内に納付した方との負担の公平・公正を期するためやむを得ず、法律に基づき滞納処分(差押)を行ないます。

Q ・ 差押って、預貯金、不動産、給与、生命保険、売掛金、何でも差押されるの?

A ・ 財産は、すべて対象となります。
このほか自動車などの動産も差押の対象となります。

市税等の納付状況について、電話等での照会には個人情報保護の観点から回答できませんので、必要な場合は、市役所本庁ほか支所およびサービスセンターにお越しください。

メモ(差押の実際)

- ① 不動産:登記簿に差押を登記し、将来の換価に備え、以後の処分を禁止します。
- ② 預貯金:金融機関等に照会を行い、預金(貯金)を差押え、徴収します。
- ③ 給与:勤務先に給与の支払状況の照会を行い、その給与を差し押さえた後は、雇用主から、直接、金員を徴収します。
- ④ 生命保険:生命保険を解約し、生命保険会社から、直接、解約返戻金を徴収します。

お問い合わせ

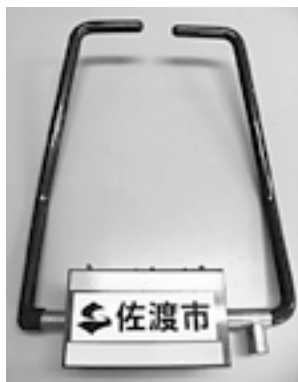
市役所税務課 ☎63-5110 / 下水道課 ☎55-3115 / 社会福祉課 ☎63-5113 / 債権収納対策課 ☎63-4679

「自動車差押タイヤロック方式」を導入

差押の新しい取組みとして、「自動車差押タイヤロック(車輪止め)」を導入します。所有する自動車などを差押え、タイヤロックを装着し運行不能状態とし、それでも納税されない場合は自動車などを引き揚げて公売することとなります。



タイヤロックを装着された自動車



タイヤロック装置

平成20年度差押実績

差押物件	件数
不動産	11
電話加入権	26
預金	47
生命保険	2
国税還付金	17
出資金	2
売掛金	1
動産	8(232点)
利子補給金	1
合計	115

